

茨城県管理河川県西ブロックの減災に係る取組方針（案）

平成 3 0 年 月

茨城県管理河川県西ブロック減災対策協議会

〔 古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，桜川市，つくばみらい市  
八千代町，五霞町，境町，気象庁水戸地方气象台，茨城県 〕

## 目 次

1	はじめに	P. 2
2	対象河川	
3	本協議会の構成員	P. 3
4	減災のための目標	P. 5
5	県西ブロックの概要と主な課題	P. 6
	・ 流域の概要	
	・ 過去の被害状況	
	・ 河川改修の状況	
	・ 主な課題	
6	現状と課題	P. 8
	(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組	
	(2) 的確な水防活動のための取組	
	(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	
	(4) 河川管理施設の整備等に関する取組	
	(5) 減災・防災に関する取組	
7	概ね5年で実施する取組	P. 12
	(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組	
	(2) 的確な水防活動のための取組	
	(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	
	(4) 河川管理施設の整備等に関する取組	
	(5) 減災・防災に関する取組	
8	フォローアップ	P. 15

別添 現状, 課題, 取組一覧表

## 1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じ、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。また、平成28年8月には北海道・東北地方を襲った一連の台風により、中小河川で氾濫が発生し、要配慮者利用施設で逃げ遅れによる被害が発生した。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成27年12月10日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月11日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

これらの答申を受け、県西ブロックの関係11市町（古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町）と気象庁水戸地方气象台、茨城県は、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、「茨城県管理河川県西ブロック減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立した。

こうした中、平成29年6月20日に国土交通省では、「水防災意識社会 再構築」に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を取りまとめたところである。

本協議会では、「緊急行動計画」に基づき、各構成員が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくとともに、継続的にフォローアップを行っていく。

なお、本取組方針は本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

## 2 対象河川

本協議会の対象とする河川は、以下のとおりである。

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
大川	筑西市	
観音川	桜川市, 筑西市	
山口川	桜川市	
二神川	桜川市	
中沢川	桜川市	
谷部沢川	桜川市	
泉川	桜川市	
大川	桜川市	
布川	桜川市	
筑輪川	桜川市	
八間堀川	下妻市, 常総市	
新八間堀川	常総市	
糸繰川	下妻市, 筑西市	
高木川	下妻市, 筑西市	
内沼川	下妻市, 筑西市	
大谷川	筑西市	
五行川	筑西市	
千代田堀川	常総市	
将門川	常総市	
山川	下妻市, 八千代町	
北台川	下妻市, 筑西市	

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
田川	結城市	
豊坂川	常総市	
釜屋堀川	常総市，つくばみらい市	
飯沼川	古河市，常総市，坂東市， 八千代町	
東仁連川	古河市，常総市，坂東市， 八千代町	
横仁連川	古河市，坂東市	
江川	坂東市	
西仁連川	古河市，結城市，坂東市、	
宮戸川	古河市，境町	
女沼川	古河市，境町	
権現堂川	五霞町	
中川	五霞町	
五霞落川	五霞町	
向堀川	古河市	
矢作川	坂東市	

### 3 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
古河市	市長
結城市	市長
下妻市	市長
常総市	市長
筑西市	市長
坂東市	市長
桜川市	市長
つくばみらい市	市長
八千代町	町長
五霞町	町長
境町	町長
気象庁水戸地方气象台	台長
茨城県	
生活環境部	
防災・危機管理課	課長
土木部 河川課	課長
" 筑西土木事務所	所長
" 常総工事事務所	所長
" 境工事事務所	所長

また、情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして以下の機関を置く。

構成機関
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所
独立行政法人 水資源機構 霞ヶ浦用水管理所



#### 4 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成33年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

##### 【5年間で達成すべき目標】

五行川をはじめとする県管理河川の大規模水害に対し、『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』、『地域社会機能の継続性を確保すること』を目指す。

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、県西ブロックの県管理河川において、以下の項目を2本柱とした取組を実施する。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現する。
- ②治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。



## 5 県西ブロックの概要と主な課題

### 【流域の概要】

利根川圏域は、茨城県の南西部に位置し、面積は約645km<sup>2</sup>の範囲であり、圏域内の一級河川には、飯沼川をはじめとして16河川（県西ブロック内）がある。

小貝川圏域は、茨城県の南部に位置し、流域面積は約460km<sup>2</sup>の範囲であり、圏域内の一級河川には、五行川をはじめ7河川がある。

中川圏域は、茨城県の西部に位置し、圏域内の一級河川には、中川をはじめとして3河川がある。

### 【過去の被害状況】

洪水名	雨量(mm) (2日雨量)	浸水家屋数		備考
		利根川圏域	小貝川圏域	
昭和22年9月 台風9号	215	21,509棟		県内全域の合計
昭和33年9月 台風22号	251.3	1,204棟		県内全域の合計
昭和36年6月 梅雨前線	361	8,210棟		県内全域の合計
昭和56年10月 台風24号	213.5		940棟	圏域内関連 市町の合計
昭和61年8月 台風10号	237	1,209棟	3,379棟	圏域内関連 市町の合計
平成3年8月 台風10号	195	339棟	1,033棟	圏域内関連 市町の合計
平成10年8月 台風4号	153		60棟	圏域内関連 市町の合計
平成27年9月 台風18号	285	3,777棟		圏域内関連 市町の合計

### 【河川改修の状況】

河川名	種 類		延長
田川	河道改修	鬼怒川合流点～結城二宮線福良橋	4.5 km
八間堀川	河道改修	土浦境線新東橋～つくば古河線瑞穂橋	4.7km
北台川	河道改修	下妻市道橋大江橋～筑西市道橋桜塚東橋	0.5km
女沼川	河道改修	利根川合流点～国道 354 号下辺見橋	5.5km
向堀川	河道改修	古河市道泉橋～ 県道東野田古河線緑橋	1.9km
飯沼川	河道掘削	市道飯沼反町閘門橋～幸田排水機場	6.6km

### 【主な課題】

河川沿の宅地開発などにより、土地利用形態が大きく変化したため、未改修区間について早急に整備を進めていく必要がある。

また、各河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関・地域住民との連携強化等に努める必要がある。

## 6 現状と課題

各構成員が現在実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 ※現状：○，課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水位周知河川についてホットラインの構築</li> <li>○前の避難勧告等に関するガイドラインに基づいたマニュアルは作成済</li> <li>○防災行政無線やメール配信システム、SNSを整備済</li> <li>○要配慮者利用施設の施設管理者を対象とし、避難計画の作成に関する説明会を実施</li> <li>○洪水予報河川，水位周知河川について水位情報をメール配信（登録制）</li> <li>○スマートフォンを使用した新たな情報伝達手段を実証実験中</li> <li>○広域避難検討ワーキンググループ等で広域避難を検討中</li> <li>●水位計や基準水位のない河川や局地的な集中豪雨にも対応したホットラインやタイムラインの作成が必要</li> <li>●避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に基づくマニュアルの見直しが必要</li> <li>●情報弱者や外国人への伝達方法が不十分</li> <li>●水位計や基準水位のない河川での情報収集が不十分</li> <li>●社会資本整備審議会での答申に基づく、水位周知河川への追加指定が必要</li> <li>●分かりやすい水位情報の提供が必要</li> <li>●県管理河川で広域避難の必要性の確認が必要</li> <li>●要配慮利用施設が地域防災地域防災計画に位置付けられていない</li> <li>●要配慮利用施設の意識向上が必要</li> <li>●避難行動要支援者の把握が困難</li> <li>●避難行動要支援者に対し支援者が不足</li> </ul>	<p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D</p> <p>E</p> <p>F</p> <p>G</p> <p>H</p> <p>I</p> <p>J</p> <p>K</p>

<p>平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>	<p>○水位周知河川について、想定最大規模に対応した浸水想定区域図を公表</p> <p>○更新された洪水浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成中</p> <p>○マンホールや都市下水路からの逸水箇所を明示した図面を作成</p> <p>○過去の実績での内水ハザードマップは作成済み</p> <p>○水害統計調査により浸水実績を把握</p> <p>○小・中学校や高校から選出された教員により防災推進委員会を組織し、情報交換及び研修会を実施</p> <p>○小学校で地域防災機関と三世代交流会を実施</p> <p>○水防災に関する問い合わせ窓口を設置</p> <p>●洪水ハザードマップの基となる洪水浸水想定区域図（水位周知河川等）がない</p> <p>●内水ハザードマップの基となる内水浸水想定区域図がない</p> <p>●まるごとまちごとハザードマップについて、どの程度まで実施すればいいのかわからない</p> <p>●正確な浸水実績の把握とデータベース化が必要</p> <p>●住民が事前準備をする際の明確な問い合わせ先がない</p> <p>●学校により地理的条件等が異なるため教員の研修内容の取りまとめが難しい</p> <p>●住民・教員・小学生の水防災意識のさらなる向上が必要</p>	<p>L</p> <p>M</p> <p>N</p> <p>O</p> <p>P</p> <p>Q</p> <p>R</p>
<p>円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p>	<p>○茨城県河川情報システムにより雨量、水位等の観測データ、河川の状況を把握</p> <p>●水位計等の観測機器の増設が必要</p>	<p>S</p>

(2) 的確な水防活動のための取組

項目	現状と課題	
水防体制の強化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川管理者と水防管理者による共同点検を実施</li> <li>○スマホを使用した情報伝達手段について検証実験を実施</li> <li>○広報誌やホームページ, ポスター, パネル展により水防団員(消防団員)等を募集</li> <li>○建設業協会等と協定を締結</li> <li>●共同点検の継続が必要</li> <li>●団員募集の効果的な広報の実施が必要</li> <li>●水防訓練において指導者が不足</li> </ul>	T U V
市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水害時に行政機能を維持するBCPを策定</li> <li>○洪水避難タワーの建設及び高所に予備電源を確保予定</li> <li>○市庁舎に浸水防止壁を設置</li> <li>●分かりやすい水位情報の提供が必要</li> <li>●浸水区域に行政機関や重要施設があるか不明</li> <li>●民間事業者の水防災に関する意識の向上が必要</li> </ul>	F W X

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○汚水排水計画のマニュアルを作成済</li> <li>○市の可搬式ポンプを使用した排水訓練を実施</li> <li>○国交省の排水ポンプ車等の操作講習会に参加</li> <li>●排水設備を所有していない</li> </ul>	Y
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正確な浸水実績の把握とデータベース化が必要</li> </ul>	O

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施</li> <li>○既存の調整池などを使用し、貯留機能を最大限確保</li> <li>●河川堤防など多くの未整備箇所の整備が必要</li> </ul>	Z
河川の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出水期前の河川総点検の実施</li> <li>○点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施</li> <li>●堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に加え、施設管理者の特定が必要</li> <li>●老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要</li> <li>●施設管理者が不明</li> </ul>	<p>A A</p> <p>A B</p> <p>A C</p>

(5) 減災・防災に関する取組

項目	現状と課題	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路冠水発生箇所について把握</li> <li>●正確な浸水実績の把握とデータベース化が必要</li> </ul>	O
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県が実施する講習会へ参加</li> <li>●災害復旧経験者（技術者）の不足</li> <li>●災害復旧における職員の技術力向上が必要</li> </ul>	<p>A D</p> <p>A E</p>

## 7 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

### (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

	主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①	洪水時における河川管理者からの情報提供等	A	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
②	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認	A, B, C, D	平成30年度から順次実施	協議会全体
③	水害危険性の周知促進	E	平成29年度から順次実施	茨城県
④	ICTを活用した洪水情報の提供	F	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑤	広域避難体制の構築	G	平成30年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑥	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	H, I, J, K	引き続き実施	協議会全体
⑦	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	E	順次実施	茨城県
⑧	水害ハザードマップの改良、周知、活用	L, M, N	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県
⑨	浸水実績等の周知	O	平成29年度から順次実施	市町村, 茨城県

⑩	防災教育の促進	P, Q R	平成29年度か ら順次実施	協議会全体
⑪	危機管理型水位計、河川監視 用カメラの整備	S	引き続き実施	市町村, 茨城県

(2) 的確な水防活動のための取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	重要水防箇所の見直し及び 水防資機材の確認	T	引き続き実施	市町村, 茨城県
②	水防に関する広報の充実	U	引き続き実施	市町村, 茨城県
③	水防訓練の充実	V	平成30年度か ら順次実施	市町村, 茨城県
④	水防団体での連携、協力に関 する検討	V	平成30年度か ら順次実施	市町村, 茨城県
⑤	市町村庁舎や災害拠点病院 等の施設関係者への情報伝 達の充実	F, L	引き続き実施	市町村, 茨城県
⑥	市町村庁舎や災害拠点病院 等の機能確保のための対策 の充実	W, X	平成30年度か ら順次実施	協議会全体



(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
①	排水施設、排水資機材の運用 方法の改善及び排水施設の 整備等	Y	平成30年度か ら順次実施	市町村, 茨城県
②	水害被害軽減地区の指定に 向けた検討	O	平成30年度か ら順次実施	市町村, 茨城県

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
①	堤防等河川管理施設の整備	Z	平成29年度か ら順次実施	市町村, 茨城県
②	樋門・樋管等の施設の確実な 運用体制の確保	A A, A B, A C	平成29年度か ら順次実施	市町村, 茨城県
③	河川管理の高度化の検討	A A, A B	平成30年度か ら順次実施	茨城県

(5) 減災・防災に関する取組

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
①	適切な土地利用の促進	O	平成30年度か ら順次実施	市町村, 茨城県
②	災害時及び災害復旧に対す る支援	A D, A E	平成30年度か ら順次実施	市町村, 茨城県

## 8 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年本格的な台風シーズン前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、見直しにあたっては、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、行うこととする。

## 参考資料

- (1) 【現状】
- (2) 【課題】
- (3) 【概ね5年で実施する取組（案）】